

子発 1 2 2 6 第 3 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について

本日、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「省令」という。）の一部を改正する、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 172 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

また、あわせて、本日、母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式（令和 3 年厚生労働省告示第 343 号。以下「告示」という。）の一部を改正する、母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 372 号。以下「改正告示」という。）が告示されました。

改正省令及び改正告示の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本日、母子健康手帳のいわゆる任意記載事項様式の見直しについても、別途通知することを申し添えます。

記

第1 改正省令について

1 改正の趣旨

母子健康手帳の在り方等については、本年5月から、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、近年の社会変化及び母子保健の変化等を踏まえた議論を行い、同年9月20日に「母子健康手帳の見直し方針について（母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書）」（以下「中間報告書」という。）が取りまとめられたところ。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）が本年4月1日から施行され、育児休業の分割取得が可能となったところ。

これらを踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 母子健康手帳の記載事項として、「妊産婦の健康管理や乳幼児の養育についての相談窓口に関する情報」を追加すること（省令第7条関係）。
- (2) 母子健康手帳の様式について、中間報告書における指摘等を踏まえ、次に掲げる見直しその他所要の改正を行うこと（省令様式第3号関係）。
 - ① 「妊娠」の「検査の記録」欄に、追加検査等に関する医師への相談を促す趣旨の記載を追加する（改正省令による改正後の省令様式第3号（以下「新様式」という。）10ページ）。
 - ② 父親等の育児参画促進等の観点から、「妊娠」に「父親や周囲の方の記録」欄を設ける（新様式11ページ）。
 - ③ 「出産」の「出産後の母体の経過」欄に、産後ケア及び地域の子育てに関する相談機関（子育て世代包括支援センター等）の利用に関して記録する欄を追加する（新様式15・16ページ）。
 - ④ 「乳児」及び「幼児」の「保護者の記録」欄について、生後2週間頃及び2か月頃の欄を設けるとともに、気になることがある場合に医師等に相談するよう促す記載を追加する（新様式18ページ等）。
 - ⑤ 「乳児」に「2か月児健康診査」欄を設ける（新様式23ページ）。

- ⑥ 家族の多様性を踏まえ、「両親」との文言を「保護者」に改める（新様式 30 ページ等）。

3 施行期日等

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 改正省令による改正前の省令様式第 3 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第 2 改正告示について

1 改正の趣旨

中間報告書において、「省令様式とは別に、多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、多様性に配慮したわかりやすい情報提供を充実していくことが適当と考える」とされたこと、自治体によって様々な形態の母子健康手帳が交付されている状況等に鑑み、今般、多言語様式による母子健康手帳の交付を推進するに当たって、省令様式第 3 号に規定する内容に即したものをより柔軟に認めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

規則第 7 条の厚生労働大臣が定める様式は、英語その他の外国語を用いたものであって、規則様式第 3 号と同一の内容が記載されたものとする。

3 適用期日

令和 5 年 4 月 1 日から適用すること。

第 4 母子健康手帳の名称について

中間報告書では、検討会において、母子健康手帳の名称を変更すべきとの意見と変更すべきではないとの意見の両方があったとした上で、現在でも、ライフステージの中で特に健康リスクが高い妊産期と乳幼児期にある者の健康支援の重要性は変わらないこと、変更すべきという意見の中でもその名称につい

て様々な意見があること、複数の自治体において既に母子健康手帳の名称に他の名称を併記する取組が行われていること等を踏まえ、変更しないことが適切とされたところ。

なお、現時点でも、父親等が手帳を活用しやすいように配慮する観点や、市町村の特色を出す等の観点から、各市町村において、当事者の視点を踏まえ、母子健康手帳に異なる名称を併記することは可能であることを申し添える。